

平成20年度 第2回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成20年5月27日(水) 午後3時30分開会
午後4時30分閉会

2 出席者(五十音順)

- (1) 審議会委員
- | | | |
|---|---|----|
| 饗 | 庭 | 伸 |
| 加 | 藤 | 幸枝 |
| 亀 | 山 | 章 |
| 杉 | 山 | 恵美 |
| 高 | 谷 | 時彦 |
| 竹 | 内 | 章 |
| 田 | 中 | 友章 |
| 田 | 村 | 晴子 |
| 中 | 根 | 勝士 |
| 横 | 山 | 貫治 |

3 議事日程

- 日程第1 府中市景観ガイドライン(案)について
日程第2 府中市景観賞(案)について
日程第3 その他

4 議事

(1) 日程第1について

【審議結果】 継続審議とする。

審議会意見

- ア ガイドラインの目的において、形状、形態についても考え方を述べる
ことが望ましい。
- イ 東京都の屋外広告物条例の中で場所・位置・規模の基準等の規制を行
い、ガイドラインの中でデザインの指針・配慮事項など細かい基準や考
え方を位置付ける必要がある。
- ウ 屋外広告物条例の中で、20㎡以下の屋外広告物は市(環境政策課)
に届出を行い、20㎡を超える屋外広告物については都(多摩建築指導
事務所)に届出を行う。屋外広告物の申請や建築基準法の工作物申請前
に誘導できるようチェックリストの届出を行う。
- エ 5㎡以下の屋外広告物については屋外広告物条例の許可の対象にはな
らないが、府中市景観計画の中で誘導基準を設けている。
- オ 屋外広告物条例の許可が必要なものには、許可期間があり、継続する

には継続許可申請が必要である。その際に、今設置されている屋外広告物について指導することができる。

カ 屋外広告物とは建築物とは違って、事後（設置した後）でないどのようなものが設置されるかわからないので、事業者や設計者、周辺住民の情報により届出を提出してもらう必要がある。

キ 他市では取り組んでいる市もあるが、屋外広告物のガイドラインの中で、全国展開している企業など、コーポレートカラーを小さい面積で表示してもらうなどの方針を明記する必要がある。

ク 必ずしも特定のコーポレートカラーを使用しなければならないということではない。

ケ コーポレートカラーを使用しないというのは難しいのではないか。「落ち着いた」等の表現ではなく、面積の何%コーポレートカラーを使用して良いなど、具体的な数値等の基準を設けることが必要である。

コ ガイドラインの作成にあたっては、関係各課と調整を図りながら検討を行う。

サ 建物のセットバックによる空地、公開空地等の扱い、利用について言及することや、これらについての実態調査が必要である。

広告物を設置した後のメンテナンスについても考え方を示す必要がある。

(2) 日程第2について

【審議結果】 継続審議とする。

審議会意見

ア 景観賞に落選した作品は、何故落選したか根拠を示す必要がある。根拠を示せば、景観は良くなるのではないか。

イ 景観賞は当選したら終わりではなく、それをどう維持・保全して(ゆ)レくかが問題である。

ウ 過去に当選した作品など、過去のものが参考になるような蓄積方法が必要である。

エ 「市と協議して改善された部門」など、過程の中で改善された部門も必要である。

オ 募集前から部門を決定するのではなく、募集された結果、部門を決定した方が良い。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 龜 山 章

委 員 (加藤委員) 加藤 章 枝